

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱 新旧対照表

新	旧
私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱
<p style="text-align: center;">平成13年 4月 1日 文部科学大臣裁定 (平成14年 3月27日 一部改正) (平成16年 4月 1日 一部改正) (平成18年 3月 9日 一部改正) (平成18年 7月28日 一部改正) (平成19年 8月10日 一部改正) (平成21年 3月30日 一部改正) (平成21年 6月 2日 一部改正) (平成23年 7月 5日 一部改正) (平成23年11月21日 一部改正) (平成25年 2月27日 一部改正) (平成26年 3月31日 一部改正) (平成26年 4月 1日 一部改正) (平成27年 4月 1日 一部改正) (平成28年 3月22日 一部改正) (平成28年 4月 1日 一部改正) (平成29年 3月24日 一部改正) (平成30年 1月 4日 一部改正) (平成30年 3月14日 一部改正) (平成31年 3月29日 一部改正) (令和 2年 3月25日 一部改正)</p>	<p style="text-align: center;">平成13年 4月 1日 文部科学大臣裁定 (平成14年 3月27日 一部改正) (平成16年 4月 1日 一部改正) (平成18年 3月 9日 一部改正) (平成18年 7月28日 一部改正) (平成19年 8月10日 一部改正) (平成21年 3月30日 一部改正) (平成21年 6月 2日 一部改正) (平成23年 7月 5日 一部改正) (平成23年11月21日 一部改正) (平成25年 2月27日 一部改正) (平成26年 3月31日 一部改正) (平成26年 4月 1日 一部改正) (平成27年 4月 1日 一部改正) (平成28年 3月22日 一部改正) (平成28年 4月 1日 一部改正) (平成29年 3月24日 一部改正) (平成30年 1月 4日 一部改正) (平成30年 3月14日 一部改正) (平成31年 3月29日 一部改正)</p>
第1条～第21条 (略)	第1条～第21条 (略)
附 則 (平成18年7月28日) (略)	附 則 (平成18年7月28日) (略)
附 則 (平成25年2月27日) (略)	附 則 (平成25年2月27日) (略)

附 則（平成26年3月31日）（略）

附 則（平成26年4月1日）（略）

附 則（平成27年4月1日）（略）

附 則（平成28年3月22日）（略）

附 則（平成28年4月1日）（略）

附 則（平成29年3月24日）（略）

附 則（平成30年1月4日）（略）

附 則（平成30年3月14日）（略）

附 則（平成31年3月29日）（略）

附 則（平成26年3月31日）（略）

附 則（平成26年4月1日）（略）

附 則（平成27年4月1日）（略）

附 則（平成28年3月22日）（略）

附 則（平成28年4月1日）（略）

附 則（平成29年3月24日）（略）

附 則（平成30年1月4日）（略）

附 則（平成30年3月14日）（略）

附 則（平成31年3月29日）（略）

別 表

	事業内容	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に 関連した教室等の 改造工事 2. 特別教室及び多 目的室、図書室の 整備 3. 校舎等のバリア フリー化整備 4. カウンセリング 機能の強化のため の保健室や余裕教 室等の整備	工事費、実施設計 費及び教育設備（ 私立高等学校等 I C T 教育設備整備 推進事業の対象設 備を除く。）の購 入に要する経費の 合計額とする。	1 学校あたり1,000 万円以上2億円以 下（ただしカウ ンセリング機能の強 化のための保健室 や余裕教室等の整 備については下限 を400万円とし、 <u>校 舎等のバリアフリ ー化整備について は下限を300万円と する。なお、私立</u>	1 / 3 以 内

別 表

	事業内容	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化 に関連した教室 等の改造工事 2. 特別教室及び 多目的室、図書 室の整備 3. 校舎等のバリ アフリー化整備 4. カウンセリン グ機能の強化の ための保健室や 余裕教室等の整	工事費、実施設計 費及び教育設備（ 私立高等学校等 I C T 教育設備整備 推進事業の対象設 備を除く。）の購 入に要する経費の 合計額とする。	1 学校あたり1,000 万円以上2億円以 下（ただしカウ ンセリング機能の強 化のための保健室 や余裕教室等の整 備については、 <u>下 限を400万円とし、 私立高等学校等 I C T 設備整備推進 事業に伴う施設整 備に係るものにつ</u>	1 / 3 以 内

			高等学校等 I C T 設備整備推進事業 に伴う施設整備に 係るものについて は下限を300万円) とする。	
	5～6 (略)		(略)	(略)
2 ～ 4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

	備		いては下限を300万 円) とする。	
	5～6 (略)		(略)	(略)
2 ～ 4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				